令和8年度

愛媛県立農業大学校アグリビジネス科 入学試験 (2次募集)

学生募集案内

愛媛県立農業大学校

〒791-0112 松山市下伊台町 1553 番地 TEL (089) 977-3261(代)

3月に卒業見込みの者を含む。)又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者(令和7年3月に修了見込みの者を含む。) (2)学校教育法による高等専門学校を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。) (3)学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。)を修了した者(令和7年3月に修了見込みの者を含む。) (4)学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者であって2年以上の就業経験を有するもの (5)都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。)を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。)	令和8年度アグリビジネス科学生募集案内					
次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。)又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者(令和7年3月に修了見込みの者を含む。) (2) 学校教育法による高等専門学校を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。) (3) 学校教育法による高等専門学校を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。) (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者であって2年以上の就業経験を有するもの (5) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。)を学業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。) (6) (1) から(5) までに掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の能力を有すると認めた者 なお、上記(4)の就業経験とは、次のとおりとする。ア会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業(1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。)していた期間とする。イ職経経験が複数ある場合は、通算することができる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができる。カー屋用契約の期間が1年末満の場合であっても、継続して従業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができる。エ体暇・休業・休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)は、職務経験に通算することができない。オ職務経験は、月単位で算定する。従事期間が1月末満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てる。		○農業経営者養成コース 5人				
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。)又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者(令和7年3月に修了見込みの者を含む。) (2) 学校教育法による高等専門学校を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。) (3) 学校教育法による高等専門学校を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。) (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者であって2年以上の就業経験を有するもの (5) 都道府県立農業省研修教育施設養成部門(農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。)を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。) (6) (1) から(5) までに掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の能力を有すると認めた者ない。) (6) (1) から(5) までに掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の能力を有すると認めた者ない。) にていた期間とする。ア会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業(1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。)していた期間とする。とだし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができる。カー雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができる。エ体眼・休業・休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間(産前産後体眼を除く。)は、職務経験に通算することができない。オ職務経験は、月単位で算定する。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てる。	修業年限	1年				
年海外協力隊等)は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職 務経験に含めることができる。	受 験 資	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。)又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者(令和7年3月に修了見込みの者を含む。) (2) 学校教育法による高等専門学校を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。) (3) 学校教育法による高等専門学校を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。) (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者であって2年以上の就業経験を有するもの (5) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。)を卒業した者(令和7年3月に卒業見込みの者を含む。) (6) (1) から(5) までに掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の能力を有すると認めた者 なお、上記(4)の就業経験とは、次のとおりとする。ア会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業(1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。)していた期間とする。イ職務経験が複数ある場合は、通算することができる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができる。ウ雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができる。 エ休暇・休業・休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)は、職務経験に通算することができない。オ職務経験は、月単位で算定する。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てる。カ独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する国際貢献活動(青年海外協力隊等)は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職				

選考方法	(1) インターン実習受入拠点農業法人等との面談 入学試験までに本校との連絡・調整を経てインターン実習受入拠点農 業法人等との面談に参加する。 (2) 入学試験 小論文試験及び面接試験とする。				
提出書類	(1) 入学願書(本校所定の様式) (2) 最終学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書及び成績証明書 (3) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙(国が発行する収入印紙と間違えないこと。) (4) 受験資格(4) の者は、2年以上の就業を証明する書類(在籍証明書等)※2年以上の就業を証明する書類は、氏名、住所、生年月日、雇用期間、雇用形態、役職、業務内容、勤務地、1か月当たりの勤務日数、1日当たりの就労時間、会社名・住所・捺印が記入されていること。 (5) 履歴書(市販のもの)※写真貼付のうえ、学歴、職歴等漏れなく記入すること。 (6) 実習希望調書(本校所定の様式)				
提出先	〒791-0112 松山市下伊台町 1553 番地 愛媛県立農業大学校 封筒の表面には「入学願書在中」と朱書きすること。 郵送の場合は「簡易書留」で送付すること。				
入学願書受付期間	(1) 入学願書提出 令和7年10月22日(水)から同年11月28日(金)まで (2) 持参する場合は、土・日・祝日を除く平日午前8時30分から午後5時まで受け付ける。郵送による場合は、当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。 ※ 添気、身体障がい等により、受験上の配慮を希望する入学志願者は、出願前に以下の事項を記載した文書(様式自由)をもって問い合わせること。 ・ 入学志願者の氏名・障がい等の資料・程度又は配慮を必要とする理由・受験上の配慮を希望する事項				
※出願開始の1週間前までに申請すること。					

	場所	松山市下伊台町 1553 番地 愛媛県立農業大学校				
試験及び合格発表		月日	時 間	科目		
	試 日 時 科目等	1月23日(金)	9:00~10:15	小論文		
			10:30~	面接試験		
	試験時の 携行品等	当日は、午前8時30分までに受験票、筆記用具、上靴を持参のうえ来校すること。				
	合格発表	2月6日(金)午前9時に、合格者の受験番号を本校正面玄関に掲示する とともに、ホームページにも掲載する。また、同日付けで本人に通知する。				
授 業	料 等	(1)授業料 年額 118,800 円(2)教材費ほか諸経費 年額約 250,000 円(資格等取得経費は別途徴収)				
その他		(1) 試験結果について、受験者本人が合格発表の日から1か月の間開示を 請求することができる。 (2) 本校は、高等教育の修学支援新制度の機関認定校であり、制度の要件 を満たす者は、授業料の減免及び独立行政法人日本学生支援機構の給付 奨学金を受給することができる。 (3) 就農を希望する者は、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金の 交付(農業研修に対し年間150万円の資金を交付、原則2年間)を申請す ることができる。ただし、えひめ農林漁業振興機構の承認が得られない 場合は交付されない。 (4) 在学中に以下の資格試験等を受験・受講することができる。 危険物乙4類取扱者資格、毒物劇物取扱者資格、大型特殊自動車(農耕車 限定)運転免許、アーク溶接等特別教育、フォークリフト運転技能講習、 小型車両系建設機械運転特別教育、ガス溶接技能講習、小型移動式クレ ーン運転技能講習、玉掛け技能講習、ドローンオペレーターライセンス、 食品衛生責任者、農業簿記検定、日本農業技術検定 等 (5) その他詳細は、教務担当(電話 089-977-3261) まで。				

[%]入学試験(2次募集)で定員に満たない場合は、入学試験(3次募集)を実施する。願書受付期間 R8/1/30(金) $\sim 2/13$ (金) 、試験日 R8/2/27(金) 、合格発表 R8/3/6(金) 。